

●人件費の状況(一般会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (15,331現在)	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率 (B/A)	(参考) 13年度の人件費率
14年度	53,148人	17,652,909千円	3,829,724千円	21.7%	27.7%

(注)人件費には、一般職の給与の他、市長、議員等の特別職に支給される給料、報酬等を含んでいます。

●職員給与費の状況(一般会計予算)

区分	職員数(A)	給与				1人当たり 給与(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
15年度	404人	1,672,457千円	357,001千円	767,626千円	2,797,084千円	6,923千円

(注)1.給与費は、当初予算に計上された一般職(教育長を含む)の職員にかかる金額です。
2.職員手当には、退職手当を含んでいません。

●職員の平均給料月額、平均年齢の状況(平成15年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
向日市	370,646円	46.3歳	325,831円	46.4歳
国	327,623円	40.5歳	286,340円	48.9歳

●職員の初任給の状況(平成15年4月1日現在)

区分		向日市		国	
		初任給	採用2年経過日額	初任給	採用2年経過日額
一般行政職	大学卒	171,900円	185,600円	171,500円	185,600円
	高校卒	144,000円	155,500円	139,500円	149,200円

●職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成15年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
		一般行政職	大学卒 262,600円	303,600円
	高校卒	215,400円	263,800円	304,700円

(注)経験年数とは、職員として在職した期間をいいますが、学校卒業後、職員として採用されるまでの間に、民間企業等に勤務した経験のある場合には、その期間を職務に役立つ割合に応じて換算した期間を含めた期間となります。

●一般行政職の級別職員数の状況(平成15年4月1日現在)

区分	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長次長	課長主幹	課長主幹	課長補佐係長主任	係長主任	主査技術主査	主事技師	主事技師	主事補技師補	
職員数	12人	24人	6人	105人	19人	45人	7人	6人	6人	230人
構成比	5.2%	10.4%	2.6%	45.7%	8.3%	19.6%	3.0%	2.6%	2.6%	100%
参考	1年前の構成比	5.1%	10.2%	3.4%	43.7%	10.6%	20.3%	2.5%	2.1%	100%
	5年前の構成比	4.0%	9.6%	1.2%	28.3%	20.2%	16.8%	10.9%	6.8%	100%

(注)1.市の給与条例に基づく給料表の職務の級区分による職員数です。
2.標準的な職務内容とは、それぞれの職務の級に該当する代表的な職名です。

●職員手当の状況(平成15年4月1日現在)

●調整手当

支給対象地域	全域
支給率	9%
支給対象職員	全職員
国の制度(支給率)	3%
支給対象職員1人当り平均支給年額(14年度決算)	385,585円

●時間外勤務手当

14年度	支給総額	85,309千円
	支給対象職員1人当り平均支給年額	253,142円

●期末・勤勉手当

区分	内容
期末手当・勤勉手当	(支給割合) 期末手当 勤勉手当
	6月期 1.55月分 0.7月分
	12月期 1.70月分 0.7月分
	計 3.25月分 1.4月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有
	国の制度と異なる内容(なし)

●特殊勤務手当

14年度	職員全体に占める手当支給職員の割合	7.2%
	支給対象職員1人当り平均支給年額	17,186円
	手当の種類(手当数)	10
	代表的な手当の名称	清掃特殊勤務手当

●職員数の状況(各年4月1日現在・全職員)

(単位:△減、人)

区分	職員数	対前年増減数			
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	
部門		平成13年度	平成14年度	平成15年度	
一般行政部門	議会	7	7	7	
	総務・企画	80	78	79	
	税務	20	20	20	
	労働	1	1	0	
	農水	5	4	4	
	商工	3	3	4	
	土木	22	23	23	
	民生	141	142	140	
特別行政部門	衛生	44	44	39	
	教育	70	66	65	
公営企業等部門	消防	0	0	0	
	水道	28	28	24	
	下水道	12	12	12	
	その他	19	19	20	
合計	452	447	437		
			△65	△5	△10

(注)1.職員数は、臨時又は非常勤職員を除いた職員数です。なお、休職者、派遣職員を含んでいます。
2.職員数の適正化については、平成9年度から13年度にかけて、5%(27人)の削減を行いました。
3.平成13年度の職員減は、消防部門が乙訓消防組合設立に伴って移行したことによるものです。

向日市職員給与・職員数
あらましの
向日市職員給与・職員数
について市民のみならず、知
っていたら、市政に対しより
一層のご理解とご協力をいた
だくため、その概要を公表し
ます。
市職員の給与は、国家公務
員に準じ、他の地方公共団体
の職員給与等も考慮して、一
例に基づき支給されます。
なお、ここで公表する一般
職員の給与等は、平成15年4
月1日現在の税金や社会保険
料を引く前の額であり、手取
額ではありません。

●退職手当の状況(平成15年4月1日現在)

向日市		
支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.0月分	28.875月分
勤続25年	33.75月分	44.55月分
勤続35年	47.5月分	62.7月分
最高限度額	60.0月分	62.7月分
加算措置	20年以上1号給 25年以上2号給	
退職時特別昇給	定年前早期退職特例措置 2%~20% 加算	
1人平均支給額	(平均勤続年数29年) 2,149万円	
国		
支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	向日市と同じ	向日市と同じ
勤続25年		
勤続35年		
最高限度額	向日市と同じ	
加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20% 加算	
退職時特別昇給	20年以上 1号俸	

(注)1.退職手当の支給に関しては、本市を含む府下2市31町村24一部事務組合で組織する「京都市府町村職員退職手当組合」に加入しています。
2.勸奨とは、定年退職(60歳)前の高齢職員に対し、職員の新陳代謝の促進や人事の刷新を図るため、退職手当の割増をして退職を促すものです。
3.1人平均支給額は、14年度に退職した全職員に支給された退職手当の平均支給額です。

●扶養・住居・通勤手当(平成15年4月1日現在)

区分	内容
扶養手当	配偶者…14,000円 ・配偶者扶養の場合 6,000円 ・配偶者非扶養の場合 6,500円 ・配偶者なしの場合 11,000円
	扶養2人目…6,000円 ・その他扶養…5,000円 ・満16歳の年度初めから満22歳年度末までの子1人につき、5,000円加算 国の制度と異なる内容(なし)
住居手当	(借家・借間) ・家賃12,000円以上の者に支給 最高支給額…27,000円
	(持家) ・世帯主職員-新築、購入後5年経過するまで…3,000円 -新築、購入5年経過後 …2,300円 ・非世帯主職員…1,000円 国の制度と異なる内容(持家)
通勤手当	(交通機関利用者) ・運賃額 45,000円以下 …全額支給 45,000円を超える…45,000円にそ れを超える額の1/2を加算 (最高支給額 50,000円)
	(交通用具有使用者) ・2km未満 …1,000円 ・2~5km未満…2,500円 ・5~10km未満…4,100円 ・10km以上…5km増すごとに2,400円加算 ・40km以上…20,900円(最高支給額) 国の制度と異なる内容(5km未満)

●特別職の報酬等の状況

(平成15年4月1日現在)

区分	給料月額等	
給料	市長	874,000円
	助役	722,000円
	収入役	651,000円
	議長・副議長 教育長	651,000円
報酬	議長	475,000円
	副議長	440,000円
	議員	400,000円
期末手当	市長(支給割合) 6月期 1.7月分 12月期 1.8月分 計 3.5月分 (職制等による加算措置有)	
	副議長 議長(支給割合) 6月期 1.7月分 12月期 1.8月分 計 3.5月分 (職制等による加算措置有)	

(注)特別職の給料・報酬等は、市民の代表で構成される「特別職員報酬等審査会」の答申を基に、市議会で議決される「条例」で定めています。
なお、この条例では、市長、助役、収入役の給料月額は、市長920千円、助役760千円、収入役・水道事業管理者・教育長685千円となっていますが、当分の間5%の減額措置が講じられています。

【参考】

平成15年度(平成15年12月1日付)の給与改定により、職員一人あたり年間平均給与は169,000円(2.4%)の減額となります。
また、期末・勤勉手当の年間支給月数については、4.65月分から4.40月分(△0.25月)となり、特別職及び議員についても、年間の期末手当は3.5月分から3.3月分(△0.2月)となります。

年末防火運動

「その油断 火から炎へ 災いへ」

12月20日(土)~31日(水)

消防団年末特別警戒

- 12月25日(木) 第6分団(向日町)
- 26日(金) 第5分団(上植野町)
- 27日(土) 第4分団(鶏冠井町)
- 28日(日) 第3分団(森本町)
- 29日(月) 第2分団(寺戸町)
- 30日(火) 第1分団(物集女町)

※いずれも午後9時~



乙訓消防組合向日消防署・向日市消防団 ☎934-0119